4　法第四条第一項第三号ニに掲げる役務に要する同号の費用は、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該役務を輸入貨物の生産に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるものを加算した費用（当該役務が当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも利用されるものである場合には、当該輸入貨物の生産のために利用された当該役務の利用の程度に応じて按分したもの）とする。この場合において、当該役務につき改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は陳腐化その他のやむを得ない理由による価値の減少（第一号に掲げる役務については当該役務が開発された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる役務については当該役務が当該買手に提供された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。）があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

一　当該買手が自ら開発した役務又は当該買手と特殊関係にある者が開発した役務であつて当該買手が当該者から直接に提供を受けたもの　当該役務の開発に要した費用

二　前号に掲げる役務以外の役務　当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用

2　法第四条第一項第三号イからハまでに掲げる物品に要する同号の費用は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるものを加算した費用（当該物品が当該輸入貨物以外の貨物にも組み込まれ、当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも使用され又は当該輸入貨物以外の貨物の生産の過程でも消費されるものである場合には、当該輸入貨物に組み込まれ、当該輸入貨物の生産のために使用され又は当該輸入貨物の生産の過程で消費された当該物品の使用の程度に応じて按分したもの）とする。この場合において、当該物品につき加工、改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少（第一号に掲げる物品については当該物品が生産された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる物品については当該物品が当該買手に取得された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。）があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

一　当該買手が自ら生産した物品又は当該買手と特殊関係（法第四条第二項第四号に規定する特殊関係をいう。第四項第一号及び次条第一項において同じ。）にある者が生産した物品であつて当該買手が当該者から直接に取得したもの　当該物品の生産に要した費用

二　前号に掲げる物品以外の物品　当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用

第一条の六第一項中「輸入貨物の取引価格が特殊関係により影響を受けていないことの証明」を「課税価格の決定の原則」に改め、「（課税価格に含まれる運賃等）」及び「（同条第二項第四号（特殊関係）に規定する特殊関係をいう。以下同じ。）」を削る。

第一条の八中「売手と買手との間の特殊関係」を「課税価格の決定の原則」に、「売手と買手との間の特殊な関係は、売手と買手」を「一方の者と他方の者との間の特殊な関係は、一方の者と他方の者」に改め、同条第一号中「売手及び買手」を「一方の者と他方の者と」に改め、同条第二号から第四号までの規定中「売手又は買手の」を削り、同条第五号から第八号までの規定中「売手及び買手」を「一方の者と他方の者と」に改める。

第一条の十二第二項第四号中「携帯品の」を削り、同項第五号中「（引越荷物の無条件免税）」を削り、同項第六号中「輸入取引」を「輸入貨物」に改め、第一章の二中同条を第一条の十三とする。

第一条の十一第一号を次のように改める。

一　法第四条から第四条の三まで（課税価格の決定の原則・同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定・国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定）に規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき　当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

第一条の十一を第一条の十二とし、第一条の十を第一条の十一とし、第一条の九を第一条の十とし、第一条の八の次に次の一条を加える。

（法第四条第三項に規定する場合における第一条の四から前条までの規定の適用）

第一条の九　法第四条第三項（課税価格の決定の原則）に規定する場合には、同項に規定する取引を輸入取引と、同項に規定する委託者を買手と、同項に規定する受託者を売手と、同項に規定する加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、第一条の四から前条までの規定を適用する。

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条　関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項ただし書中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

第二十一条ただし書中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

第二十五条第二項第一号中「第七一号」を「第七〇号」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第七六号」を「第七五号」に改め、同項第三号中「第一〇五号」を「第一〇四号」に改め、同項第四号中「第七六号」を「第七五号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第一二八号、第一二四号、第七八号、第七一号」を「第一二七号、第一二三号、第七七号、第七〇号」に、「第一〇三号、第一〇九号」を「第一〇二号、第一〇八号」に、「第一一四号」を「第一一三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　別表第一の第七五号に掲げる国を原産地とする関税率表第五四・〇三項及び第九六・一六項に掲げる物品であつて、平成二十八年三月三十一日までに輸入されるもの

第二十五条第三項を次のように改める。

3　法第八条の二第三項に規定する政令で定める国は、別表第一の第二号、第七号、第九号、第一四号、第二〇号、第二一号、第二九号から第三二号まで、第三四号、第四四号、第四七号から第五二号まで、第五六号、第六一号、第六二号、第六八号、第六九号、第七二号から第七四号まで、第七八号、第七九号、第九〇号から第九二号まで、第九五号、第九九号、第一〇〇号、第一〇三号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇九号、第一一〇号から第一一二号まで、第一一六号、第一二九号、第一三〇号、第一三九号及び第一四一号から第一四三号までに掲げる国とする。

別表第一中第四〇号を削り、第四一号を第四〇号とし、第四二号から第一四五号までを一号ずつ繰り上げる。

（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第四条　関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中「ラオス」を削り、同表大洋州の項中「サモア」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第五条　租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十六条の六第四項中「第四条の八」を「第四条の九」に改める。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第六条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一八〇六・九〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、